

個別労働紛争解決制度の運用状況について（令和7年度）

富山労働局では、個別労働紛争（労働関係についての個々の労働者と事業主との紛争）の未然防止や迅速な解決の促進を目的とする「個別労働紛争解決制度」を運用しています。

【令和7年度の相談、助言・指導、あっせんの概況】

- ・ 総合労働相談件数 8,216 件(前年度比 1,111 件 (11.9%) 減少)
うち民事上の個別労働紛争相談件数 2,737 件(同 13 件 (0.5%) 減少)
- ・ 助言・指導申出件数 62 件(同 5 件 (8.8%) 増加)
- ・ あっせん申請受理件数 14 件(同 3 件 (17.6%) 減少)

(1) 総合労働相談件数は昨年度よりも減少、昨年度に引き続き「自己都合退職」が最多

総合労働相談件数は昨年度よりも減少し、内容別では「自己都合退職」に係る相談が 476 件（前年度比 11.4%減少）で昨年度に引き続き最多、次いで「いじめ・嫌がらせ」、「解雇」が多い。

(2) 個別労働紛争における相談、助言・指導の申出、あっせんの申請の全項目で「離職に関する件数」が増加

「解雇（普通解雇、整理解雇、懲戒解雇）」、「退職勧奨」、「雇止め」、「自己都合退職」の件数を合計した「離職に関する件数」が相談では 1,375 件(前年度比 4.7%増加)、助言・指導の申出では 29 件(前年度比 3.6%増加)、あっせんの申請では 9 件(前年度比 50.0%増加)となっている。

(3) 迅速な対応

「簡易・迅速」という特徴を活かした制度運用に努め、助言・指導は 63 件すべてを 1 か月以内に処理しており、あっせんも 13 件中 11 件(84.6%)を 2 か月以内に処理している。（※それぞれの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出または申請があったものを含むため上記概況の件数とは異なっている。）

～ 「個別労働紛争解決制度」のご案内 ～

総合労働相談コーナーにおける 情報提供・相談

労働問題に関するあらゆる分野について、労働者・事業主どちらからでも、専門の相談員が面談あるいは電話で相談をお受けします。

労働局長による助言・指導

労働局長が、紛争当事者に対し、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、自主的解決を促します。

紛争調整委員会によるあっせん

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として紛争調整委員会のあっせん委員が入り、双方の主張の要点を確かめるなどの調整を行って、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図ります。（※あっせん委員は当局が委嘱する弁護士等です。）

富山県内には、以下の総合労働相談コーナーが設置されています。

使用者の方からのご相談にも応じていますので、お気軽にご利用ください。利用は無料です。

富山労働局 総合労働相談コーナー	富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 4 階	076-432-2740
富山 総合労働相談コーナー	富山市神通本町 1-5-5 2 階（富山労働基準監督署内）	076-415-8733
高岡 総合労働相談コーナー	高岡市中川本町 10-21（高岡労働基準監督署内）	0766-23-6480
魚津 総合労働相談コーナー	魚津市新金屋 1-12-31（魚津労働基準監督署内）	0765-22-0579
砺波 総合労働相談コーナー	砺波市広上町 5-3（砺波労働基準監督署内）	0763-32-3323

お問合せ先：富山労働局 雇用環境・均等室（電話 076-432-2740）